

# 南島原市 子育てひろば

市は、子育て親子を応援します。  
お悩み、ご相談がある場合は、お気軽に連絡ください。  
また、市内15ヵ所にある子育て支援センターでも、  
子育てに関する相談、情報提供を行っています。  
なお、イベント・講習会の日程などは変更になる場合がありますので、事前に支援センターに確認をしてください。

町名	支援センター名	開設日時	イベント・講習会情報
深江町	子育て支援センターはやて (瀬野保育園) ☎72-6961	火・木・金曜日 10:00~15:00	・9月3日(火) 9月のカレンダー作り&身長・体重測定 ・9月27日(金) おむつケーキ作り
布津町	Bunkaしえんせんたー (南島原ぶんか保育園) ☎72-2106	月~金曜日 9:00~14:00	・9月17日(火) ママヨガ&ベビーヨガ ・9月21日(土) すぎのこ劇団
有家町	地域子育て支援センター杏クラブ (白百合保育園) ☎82-8410	月~金曜日 9:00~14:00	・9月22日(日) 運動会 ・9月27日(金) 親子ピクス教室
西有家町	長野子育て支援ポエム (長野保育園) ☎82-0271	月・水・金曜日 8:30~15:30	・9月18日(水) お楽しみ会・誕生会 ・9月25日(水) 九電の出前省エネ講座
南有馬町	南有馬子育て支援センター (大江保育園) ☎85-2288	月~金曜日 9:00~14:00	・9月11日(水) 敬老の日のプレゼント ・9月25日(水) トールペインティング教室
口之津町	子育て支援センターたんぽぽ (口之津保育園) ☎73-6000	月・水・金曜日 9:00~15:00	・9月2日(月) 敬老の日の贈り物を作ろう ・9月27日(金) お楽しみ会
加津佐町	お宮の子育て支援センター (若木保育園) ☎87-5151	月~金曜日 9:00~15:00	・9月9日(月) 親子でLet's play in English!! ・9月18日(水) ベビーマッサージ教室

☎子ども未来課 ☎73-6652

南島原子育て支援センター

検索

\*市ホームページに各支援センターの行事予定などを掲載しています。

## 親子ふれあいプログラム「にはほ・さんぽ」

☎生涯学習課 ☎73-6703 FAX85-2767 Eメール: shougaigakushuu-han@city.minamishimabara.lg.jp

乳児とママのための講座を開催します。  
あやし歌を歌ったり、絵本を見たり、おしゃべりしたりする楽しい集まりです。  
子育てのヒントもいっぱいです。遊びにきてみませんか？



### 【共通事項】

- 定各会場12組 (先着順ですが、4回すべてに参加できる人を優先します)
- ☎無料 ※ただし、おやつ代実費負担(4回で200円程度)
- ☎市内在住、9月25日時点で生後1~5カ月の乳児とママ (乳児とママ以外の人は参加できません)
- 持参品…バスタオル1枚、タオル1枚、授乳やおむつ替えに必要な物
- ☎9月9日(月) ☎電話で申し込んでください。
- ※各会場の参加申し込みが2組以下であるときは、開催会場を変更する場合があります。

### 【有家会場】

☎9月25日(水)・10月2日(水)・9日(水)・16日(水) (全4回) 午前10時~(約2時間)  
☎ありえコレジヨホール

### 【南有馬会場】

☎9月25日(水)・10月2日(水)・9日(水)・16日(水) (全4回) 午前10時~(約2時間)  
☎原城オアシスセンター

## 農業用ため池の届出制度が始まります

☎農村整備課 ☎73-6663

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨などにより多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。  
このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。(令和元年7月施行)

- 対象ため池  
国や地方公共団体が所有するものを除く農業用ため池
- 届出の期限  
法律の施行の日(令和元年7月1日)から6カ月以内(令和元年12月末)
- 届出すべき人  
農業用ため池の所有者または管理者

■防災上重要な農業用ため池を県が指定する制度も始まります  
決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を県が「特定農業用ため池」に指定します。(※行政機関が所有するため池を除いたものを、法律による「特定農業用ため池」に指定。)

### 【指定基準】

- ①ため池から100m未満の浸水想定区域内に家屋、公共施設などがある。
- ②ため池から100~500mの浸水想定区域内に家屋、公共施設などがあり、かつ貯水量が1,000m<sup>3</sup>以上である。
- ③ため池から500m以上の浸水想定区域内に家屋、公共施設などがあり、かつ貯水量が5,000m<sup>3</sup>以上である。
- ④地形条件、家屋などとの位置関係、維持管理の状況などから、県および市が必要と認めるもの。

### 【特定農業用ため池に指定されると】

- ①ハザードマップなどを作成し、災害時の円滑な避難を図ります。
- ②堤体の掘削や竹木の植栽などの行為は許可が必要となります。
- ③防災工事計画の届出が必要となります。
- ④市町による施設管理が可能となります。

## 令和2年南島原市成人式 対象者には往復ハガキを郵送します

☎生涯学習課 ☎73-6703

未来を担う新成人の前途を祝い、励ますことを目的に、「令和2年南島原市成人式」を開催します。新成人対象者には9月上旬ごろ、往復ハガキを郵送しますので、返信用ハガキに必要事項を記入の上、締切日までに必着するよう投函してください。



なお、往復ハガキが届かなかった人は、ご連絡ください。  
新成人となられる皆さん、ぜひご参加ください。

☎令和2年1月4日(土) 午前11時~  
☎ありえコレジヨホール

☎平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、市内居住者または過去居住者  
☎10月4日(金)